京都市立学校施設使用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月13日

京都市教育委員会 泰員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第6号

京都市立学校施設使用規則の一部を改正する規則

京都市立学校施設使用規則の一部を次のように改正する。

第2条中「幼稚園」の右に「及び廃止された学校の施設のうち,他の学校の利用に供するものとして別に定めるもの」を加える。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項第4号の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当し,かつ,教育長が必要と認めたときは,許可することがある。
 - (1) 自動販売機の設置,飲食物の提供その他の生徒及び教職員の利便性の向上に資する場合
 - (2) 京都市地球温暖化対策条例第10条第1項第1号アに規定する施策に適合するものであって,同条例に規定する太陽光発電装置を設置する場合
 - (3) 前2号のほか,第2条に規定する別に定める学校の施設を使用させる場合 附 則

この規則は,公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)